

鳥取県指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等事業実施計画
（令和7年6月20日から令和8年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県のニホンジカは、県東部を中心に生息密度が高く、県中・西部へと分布拡大している。県全体での生息数は増加傾向が鈍化している可能性があり、令和5年度末には中央値で52,818頭（90%信用区間で31,300～104,670頭）と推定されている。分布拡大に伴い、シカによる農林業被害が拡大するとともに、氷ノ山後山那岐山国定公園特別地域等でも林床が裸地化するなど森林生態系への影響も深刻化している。

このような状況を踏まえ、本県では第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を令和4年度に改訂し、年間14,000頭以上の捕獲を個体数管理の目標としている。

近年の捕獲強化の取組によりシカの捕獲数は増加傾向にあり、令和2年度には年間10,000頭を初めて上回る捕獲数となった。令和5年度も12,796頭と10,000頭を超える捕獲数となり、東部では生息数が減少傾向の兆候がみられ、近年の捕獲強化の効果があらわれ始めた可能性がある。また、中西部では増加が緩やかになってきており、県全域でも増加傾向は鈍化している可能性がある。農林業被害金額は平成22年度の約61,000千円をピークに一旦減少したが、シカの分布拡大に伴い、県中部の三朝町でも被害が確認されるようになっており、作物としては水稻への被害が増加している。林業分野では、皆伐再生林を進める上で、県東部ではシカの食害が支障となっており、県中・西部においても今後の被害増加が懸念されている。

このように、県下全域への分布拡大、被害増加が懸念されるため、県東部を中心に県中・西部域においても指定管理鳥獣捕獲等事業を継続実施して、シカの個体数抑制と分布拡大防止を図ることとする。

今年度は、生息密度や密度増加率が高いにもかかわらず奥山であるため捕獲が進んでいない区域を重点区域として設定することで、捕獲強化を図る。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県東部区域 県中部区域 県西部区域	令和7年6月20日～令和8年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和7年7月1日～令和8年2月28日（約8か月間）予定 ※米子市内は令和7年11月1日～令和8年2月28日とする。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町名	選定理由	他法令等
県東部区域	鳥取市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	県東部の1市4町は、本県のシカ生息域の中心となっており、農林業被害のみならず生態系被害も顕著となっているが、主に里山で行う有害鳥獣捕獲のみでは、シカの主な生息域である奥山（県境域）での捕獲は十分に行えない。このため、本事業により奥山での捕獲を強化し、シカ个体数の抑制・減少を図ることとする。	<ul style="list-style-type: none"> 他法令等による規制区域（鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、国立公園・国定公園、自然環境保全地域、国有林・官行造林地） 各市町の鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域
県中部区域	倉吉市 三朝町 琴浦町	県中部・西部区域では、近年、シカの分布拡大や森林植生への影響、農業被害等が確認されており、今後の个体数増加と被害増加が懸念される。このため、中部の1市2町、西部の1市6町の主に県境に接する奥山等において、本事業により捕獲を強化し、シカの分布拡大の防止を図ることとする。	
県西部区域	米子市 大山町 南部町 伯耆町 江府町 日野町 日南町	<p>なお、大山においても个体数増加に伴う森林植生への被害が懸念されており、国指定大山鳥獣保護区の一部を区域に含む。</p>	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県東部区域 県中部区域 県西部区域	捕獲数 3,500 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県東部区域 県中部区域 県西部区域	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟（くくりわな、箱わな等） ・銃猟（散弾銃又はライフル銃を使用した流し猟、巻狩り等） ※米子市内はわな猟のみとする。 ※鳥類の鉛中毒を防止するため、銃猟においては非鉛製銃弾への切り替えに努める。非鉛製銃弾の使用が困難な場合には、極力捕獲個体を搬出処分する。	従事者 200 人程度を予定（受託者と調整の上決定する。）。捕獲実施期間は前述のとおり。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下のア～オの手順で作業を進める。

ア 事前調査の実施

事業の受託者は、イの業務計画書立案のため、行政機関や地域住民等への聞き取り調査、実施区域の現地調査等を行う。主な調査の目的は、①捕獲等に関する法規制の確認、②安全かつ効率的な捕獲方法の選定、③捕獲等の実施場所・時期・時間帯の特定、④安全確保のために必要な作業の抽出である。

イ 業務計画書の作成

受託者は、アの事前調査に基づいて業務計画書を作成する。業務計画書の記載項目は以下のとおりとする。業務実施に当たり、内容に変更が必要な場合は、協議の上、変更するものとする。

<記載項目> 業務の概要、業務の実施位置及び方法、業務において使用する機材、必要な許可の取得や関係機関との調整、申請・協議書類、捕獲作業の実施、安全管理計画、緊急時の連絡体制、捕獲の確認方法、業務内容のとりまとめ、工程計画

ウ 必要な許可の取得や関係機関との調整

受託者は事業に必要な許可を取得する。また、県が実施する関係機関との協議に受託者も同席し、安全管理計画や緊急時の連絡体制等に関して情報を共有する。

エ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に沿って捕獲作業を実施する。業務開始前にはミーティン

グを行い、作業内容、捕獲従事者間の連絡体制及び県への報告項目等を確認する。作業終了後は、捕獲個体の運搬、確認、報告及び処分を適切に行う。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲が生じた場合は、鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づき、原則放獣することとなるため、受託者は遅滞なく県に報告するとともに、わな設置者は放獣の作業等に協力する。

オ 業務内容のとりまとめ

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）を整理する。事業完了後は、業務報告書を県に提出する。

カ 評価方法

捕獲情報（捕獲数、捕獲場所、捕獲方法等）及び生息密度情報（区画法、糞塊密度）を収集し、当該事業の実施結果を整理する。また、学識経験者、農林業団体、狩猟団体及び関係行政機関等で構成する「鳥取県特定鳥獣保護管理検討会」において、事業の実施結果や効果等を評価し、必要に応じて目標及び実施方法の見直しを検討する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

--

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

--

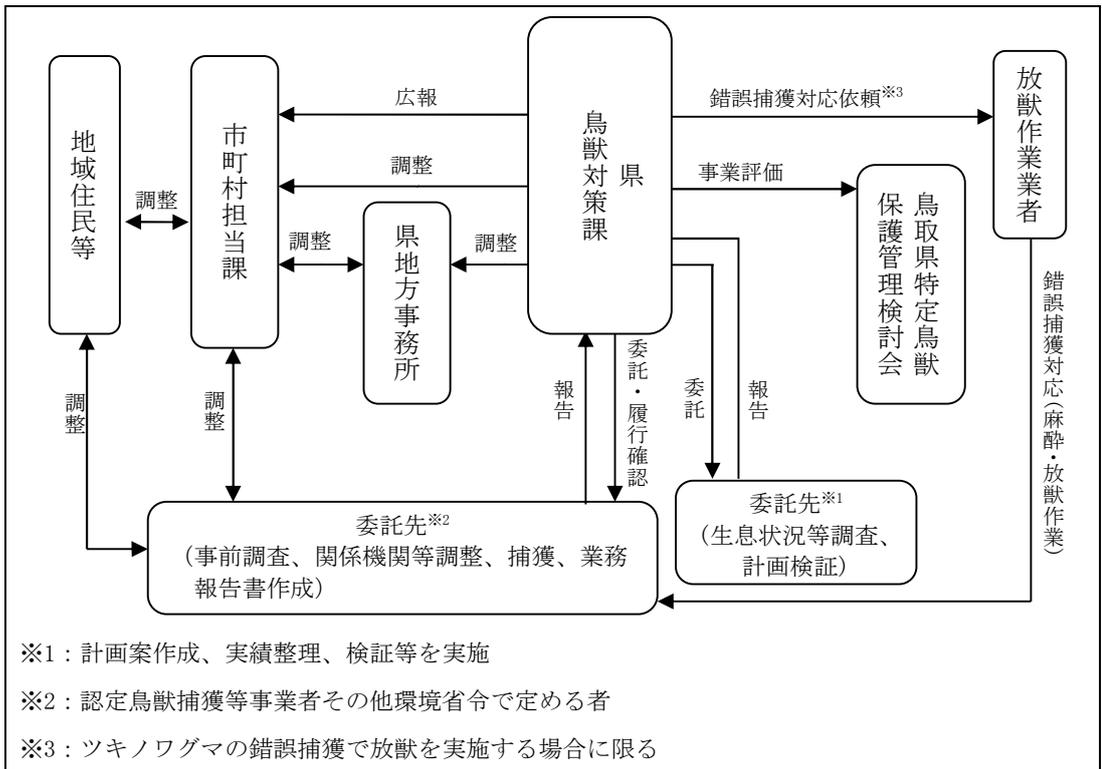
② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

--

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

業務計画書に定める安全管理計画に沿って捕獲事業を進めるように、事業管理責任者は責務を全うする。現場監督者及び捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に把握し、安全管理を徹底する。また、県、市町、捕獲従事者それぞれが地域住民への作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲個体の埋設処理にあたっては、地元住民やハイカーに十分に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

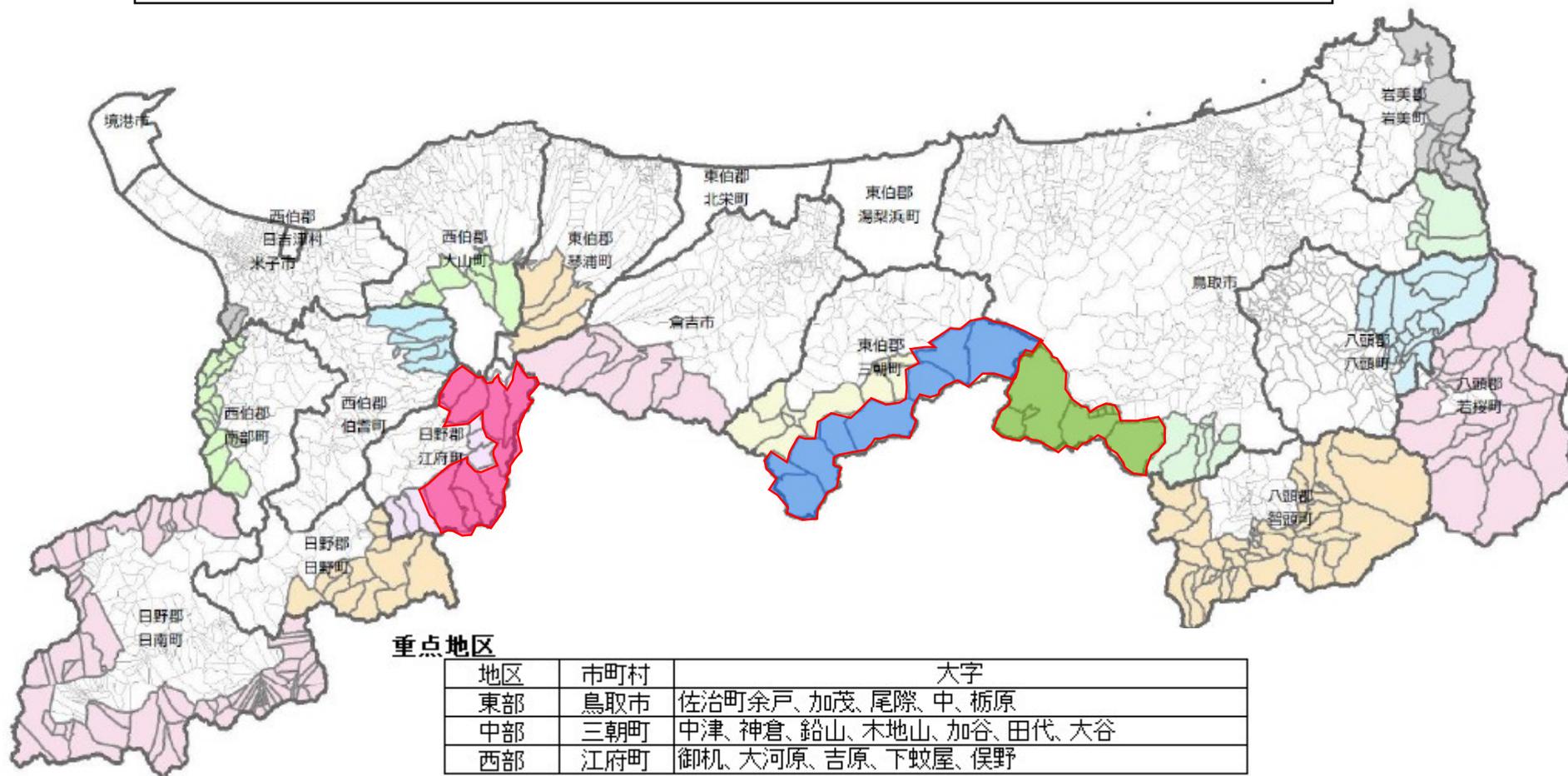
安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、出猟や捕獲情報の記録は必ず行い、分析の上、次年度以降の計画に反映させる。

さらに、現行の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律との整合性を確保し、各事業の目的を達成するため、関係機関との情報共有を深め、協働の取り組みを進める。

(3) 地域社会への配慮

ニホンジカの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発、安全対策に努める。

令和7年度 指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等事業 実施区域図
 （県全域の主に県境に接する大字等区域 ※着色部）



※米子市内は、捕獲期間はシカ猟期（11～2月）のみ。
 捕獲方法はわな猟のみとし、銃器の使用は止めさしに限る。

※実施区域は、令和6年度の区域と同様